

いじめ防止基本方針

令和8年・4月改定



札幌市立真駒内公園小学校

1. いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑劣な行為である」「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりえる」という意識をもち、教職員が日頃から些細な兆候を見逃さないように努めるとともに、学校・家庭・地域が一体となって、一過性ではなく継続して、未然防止・早期発見・早期対応に取り組むことが重要である。

学校は、子どもが友達や友達との関係の中で、安心・安全に生活できる場でなければならない。子どもが互いに尊重し、支え合いながら共によりよく生きようとする態度を育むとともに、多様な他者を思いやる心や生命を尊重する「豊かな心」を育むことが大切である。

(1) いじめとは何か

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。

【いじめ防止対策推進法より】

(2) いじめに対する基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日常的に「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。また、子どもの傍にいる教職員として以下の4つの基本的認識を大切にしたい。

- ① どの子どもにも、どの学校においても起こり得るものである。
- ② 弱いものをいじめることは人間として絶対に許されないとの強い認識を持つこと。
- ③ どのような社会にあっても、いじめは許されない、いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度で行きわたらせる必要がある。いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない。
- ④ いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと。
子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの発する危険信号をあらゆる機会を捉えて鋭敏に感知するよう努める。自分のクラスや学校に深刻ないじめ事件が発生し得るという危機意識を持つ。なお、いじめの件数が少ないことのみをもって問題なしとすることは早計である。
- ⑤ 家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること。

いじめの解決に向けて関係者の全てがそれぞれの立場からその責務を果たす必要がある。地域を挙げた取組も急務である。

【文部科学省：学校におけるいじめ問題に関する基本的認識と取組のポイントより】

【ネット上のいじめ】

ネット上のいじめとは、パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や

誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものである。

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。ネット上のいじめを発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、悪質な事案によっては警察等の専門的な機関と連携して対応していく。

<インターネットの特殊性による危険>

ネット上のいじめには、以下の5つのものがある。

- ① メールでのいじめ
- ② ブログでのいじめ
- ③ チェーンメールでのいじめ
- ④ 学校非公式サイトでのいじめ
- ⑤ SNSから生じたいじめ

インターネットのいじめには、以下のような特殊性がある。

- ・匿名性により、自分だと分からなければ何を書いても構わないと安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。
- ・掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。
- ・スマートフォンで撮影した写真をLINEに掲載した場合、写真に付加された位置情報(GPS)により、自宅等が特定される等、情報が流出する危険性がある。
- ・一度流出した個人情報は、回収することが困難だけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。

2. 未然防止

いじめ防止において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。子どもの実態、保護者の認識、地域や学校の特性等を把握した上で、異学年交流や安全授業、命を大切にする指導など、年間を見通した予防的・開発的な取組を実施していく。また、コロナ禍における差別の禁止やLGBT_qなど多様性を認める教育についても計画的(必要に応じて即時的)に実施していく。

(1) 実態把握の方法

教職員は、子どもの些細な言動や個々の置かれた状況や精神状態を推し量りながら日常的な実態把握を行う。さらに教育委員会による記名式の「悩みやいじめに関するアンケート」の他に、学校独自のアンケートを2回行い、年間で3回調査・聞き取りを行い、実態把握に努めていく。配慮を要する子どもの進級、転学に関しては、教職員間や学校間で適切な引き継ぎを実施する。

(2) 互いに認め合い、支え合う仲間づくりを図る

児童会活動やまこえん活動等の異学年交流を通して、「多様な他者を思いやる心」や「自己肯定感」を育む。また、「命を大切にする指導」や「人権教育」、「道徳教育」、「情報モラル教育」の充実を図り、「豊かな心」を年間を通して横断的に育てていく。

(3) ネット上のいじめにおける未然防止

学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、学級懇談会等を通して、家庭と学校が連携して指導にあたり、子どもを守っていくことが重要である。

【情報モラルに関する指導】

- 発信した情報は、不特定多数の人にすぐに広がること
 - 匿名であったとしても、書き込みをした人を特定することができること
 - 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺、傷害等の犯罪につながる可能性があること
 - 一度流出した情報は、簡単に回収できないこと
 - 普段扱うものの中に違法情報や有害情報が含まれていることがあること
-
- 「非行防止教室」等、外部の講師を招いた指導
 - 教科等（社会科「情報」）での指導

3. 早期発見

いじめは、早期に発見することが早期の解決につながる。早期発見のためには、日頃から子どもとの信頼関係の構築に努めることが重要である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。また、教職員間で情報を共有し、保護者とも連携して情報収集に努めることが大切である。

(1) 積極的な認知

授業時間だけでなく、休み時間や給食・清掃時間等の子どもたちの様子にも目を配る。子どもと共に過ごす機会を積極的に設け、小さなサインに気付いたり、子どもの人間関係の把握に努めたりする。また、年間3回行う「悩みやいじめアンケート」を活用し、定期的に実態を把握する。

(2) 相談しやすい環境づくり

子どもがいじめについて相談することは、とても勇気がいる行為である。日頃から子どもの思いを受け止める教職員の姿勢を伝えるとともに、訴えがあった場合には、全力で守る手立てを講じ、心身の安全を保障する。

(3) ネット上におけるいじめの早期発見

「ネット上のいじめ」が起こっている場所は、学校以外の場所が多く、保護者が発見する可能性が高い。保護者に対して、学級懇談会や個人面談等で、「インターネット、メール、SNSを扱っている時の子どもの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気付いた場合には、躊躇なくいじめや困りの有無を確認し、問題が起きた場合には即座に学校へ相談すること」を伝えておく。

4. 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を行うことが必要である。いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて教職員一人で抱え込まず、学校全体で組織的に対応することが重要である。また、被害の拡大を防ぐために、事実の確認や専門機関への相談を迅速に行う。

5. 組織・体制

校内特別委員会として真駒内公園小学校いじめ防止対策委員会（以下：いじめ防止対策委員会）を設置する。

いじめを認知した場合、当該学年担任を加え、事実関係の把握、関係児童や保護者への対応等について協議して行っていく。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いを考慮しながら、教職員全員で共有していく。

(1) いじめ防止対策委員会の組織・構成

- ① いじめ防止対策委員会の責任者は校長とし、いじめの防止等に係る全ての取組は、校長の監督の下、行う。
- ② 委員については、校長、教頭、主幹教諭、担任外、学年担任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー（以下SC）、スクールソーシャルワーカー（以下SSW）とする。必要に応じて弁護士、医師、警察官経験者、教育学者等の外部専門家等や地域の関係者とする。
- ③ いじめの疑いを把握した場合は、いじめ防止対策委員会で速やかに対応する必要があることから、委員全員がそろわない場合でも、出席可能な委員のみで会議を開催することとし、そのことを学校の経営方針に明記するとともに、定例の会議（職員会議等）で周知・確認する。
- ④ 校長が不在時の、副校長や教頭、主幹教諭等の役割を定めておく。校長不在時の対応については、責任者である校長に報告し決裁を得ること。
- ⑤ 委員がやむを得ず会議に参加できない場合には、会議日以外に個別に意見を求めること。

(2) 会議

- ① いじめ防止対策委員会の会議の開催予定日を「年間計画」に位置づけ、定例の会議を月に1回開催する。
- ② 毎月の会議において、いじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況を確認する。
- ③ いじめに係るアンケート実施後に、アンケート結果や面談等の内容について検討するために、いじめ防止対策委員会の会議を必ず開催する。
- ④ いじめ防止対策委員会の会議録を作成し、校長の決裁を得る。また、個別の対応状況については、会議録とは別に記録する。
- ⑤ 校内学びの支援委員会等の校務組織が学校いじめ対策組織と兼ねている場合には、その旨の方針を明記し、学校いじめ対策組織としての会議部分の記録は別途作成する。

(3) いじめの見逃しや一部の教職員による抱え込みを防ぐために

- ① 「いじめ見逃しゼロ」を徹底するために、認知及び解消については、学級担任等の個人に委ねず、いじめ防止対策委員会で判断することを徹底する。
- ② 国の方針で定められている、いじめの解消の目安となる3か月に至るまでの間、教職員による見守りを実施するとともに、被害児童及び保護者との面談等を通じて、心身に苦痛を感じていないか継続的に確認する。加えて加害児童の保護者に対しても、学校における状況等を共有し、保護者と連携して指導と見守りを行う。
- ③ いじめの解消の判断は、事案対処後3か月を目途として、被害児童及び保護者との面談等による確認の結果を踏まえて、いじめ防止対策委員会において行う。

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

(ア) 加害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。ただし、この期間は、いじめの被害の重大性等を考慮し、学校の設置者又は、学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

(イ) 被害児童が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

【国のいじめの防止等のための基本的な方針（最終改定 平成29年3月14日 P30～31）】

- ④ 複数の教職員がそれぞれ集めたいじめに関する情報は、ICTも活用し、いじめ防止対策委員会において集約と共有を図る。また、アンケートの結果等禍年度の情報を含め、児童毎に個別に情報をまとめる等して、経年的に把握できるようにする。

(4) 点検・評価

- ① 児童や保護者、地域への周知

学校だより、HP、PTA集会や地域の会合等で「真駒内公園小学校いじめ防止基本方針」を説明し、理解を求める。

- ② 点検・評価

教職員の構成や児童の実態は毎年変化するので、策定した基本方針はPDCAサイクルに基づいて、客観的に検証する。

- ③ 改訂

「真駒内公園小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の成果検証を行うために、学校評価の評価項目にいじめ防止等の取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修等）に関する項目を必ず位置付け、学校評議員（学校評価者委員）についての意見を求め、次年度改訂の中に意見を生かしていく。

(5) 引継ぎ

- ① いじめに関する個別の対応状況に関する記録及び自殺念慮や自殺企図などの情報については、児童の進級・進学や転学に当たって、次の学年・学校に確実に引き継ぎ、指導や支援につなげることを徹底する。

- ② 悩みやいじめに関するアンケートの調査結果は、小学校から中学校に、心の健康観察アプリ～シャボテンログのデータを引き継ぎ、定められた期間（3年間）保管する。
- ③ 教職員個人の差によらない、客観的ないじめの認知の判断と組織としての対応ができるよう、アセスメントシートを活用する。
- ④ アセスメントシートについては、児童の進級・進学や転学に当たって、次の学年・学校に確実に引き継ぎ、指導や支援につなげることを徹底する。

（6）緊急時の対応

緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながる事が懸念される事案については、速やかに教育委員会に報告する。

（7）教育委員会との連携

教育委員会は、学校が緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながる事が懸念される事案が報告された場合は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、スクールセーフティアドバイザーなどの活用も含めて学校と連携して対応に当たる。

6.いじめ防止 年間計画

- 4月 いじめ防止対策委員会①（引継事項や役割、日程の確認など）
いじめ防止基本方針の内容の確認
職員会議（いじめ防止対策委員会の周知、内容の共通理解）
- 5月 いじめ防止対策委員会②
- 6月 いじめ防止対策委員会③
- 7月 児童アンケート調査（学校独自アンケート）
いじめ防止対策委員会④
- 8月 いじめ防止対策委員会⑤
- 9月 いじめ防止対策委員会⑥
- 10月 いじめ防止対策委員会⑦
- 11月 悩みやいじめに関するアンケート調査（札幌市全体～シャボテンログシステムでの実施）
いじめ防止対策委員会⑧
- 12月 いじめ防止対策委員会⑨
- 1月 いじめ防止対策委員会⑩
- 2月 いじめ防止対策委員会⑪
- 3月 児童アンケート調査（学校独自アンケート）
いじめ防止対策委員会⑫

※ いじめ防止対策委員会は必要に応じて都度開催する。

7.いじめ対策フローチャート

